〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇六・二一	舌		X
〇二〇六・二二	肝臓		X
〇二〇六・二九	その他のもの		X
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇六・四一	肝臓		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇六・四九	その他のもの		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		X
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
	肝臓		A
	その他のもの		X
	七面鳥のもの		
〇二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		A
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの		
〇二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの	九・六%	B 10
	その他のもの		A
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの	九・六%	B 10
	その他のもの		A
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		A

〇二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	豚の肉		
〇二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X
〇二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの		X
〇二一〇・一九	その他のもの		X
〇二一〇・二〇	牛の肉		X
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
〇二一〇・九一	霊長類のもの		A
〇二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	四・二%	B 10
〇二一〇・九三	爬虫類（蛇及び亀を含む。）のもの		A
〇二一〇・九九	その他のもの		X
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物		
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）		
〇三〇一・一〇	観賞用の魚		
	こい及び金魚	三・五%	B 7
	その他のもの		A
	その他の魚（生きているものに限る。）		
〇三〇一・九一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		
	養魚用の稚魚		A
	その他のもの	三・五%	B 10
〇三〇一・九二	うなぎ（アングイラ属のもの）		
	養魚用の稚魚		A
	その他のもの		X
〇三〇一・九三	こい		
	養魚用の稚魚		A
	その他のもの	三・五%	B 10
〇三〇一・九四	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		
	養魚用の稚魚		A
	その他のもの		X
〇三〇一・九五	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		
	養魚用の稚魚		A
	その他のもの		X
〇三〇一・九九	その他のもの		
	養魚用の稚魚		A
	その他のもの		X
〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
〇三〇二・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
〇三〇二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
〇三〇二・一九	その他のもの		X
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科及びこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）		
〇三〇二・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五%	B 10